居宅介護　　重要事項説明書　料金表

〔令和６年６月１日改訂〕

利用料金は、以下のとおりです。

提供時間／内容	30 分未満		30 分以上 1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満		1 時間 30 分以上 2 時間未満	
	利 用 料	利用者負担額	利 用 料	利用者負担額	利 用 料	利用者負担額	利 用 料	利用者負担額
身体介護	2,560 円	256 円	4,040 円	404 円	5,870 円	587 円	6,690 円	669 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満		2 時間 30 分以上 3 時間未満		3 時間以上 3 時間 30 分未満		以降 30 分毎	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
	7,540 円	754 円	8,370 円	837 円	9,210 円	921 円	＋830 円	＋83 円

提供時間／内容	30 分未満		30 分以上 1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満		1 時間 30 分以上 2 時間未満	
	利 用 料	利用者負担額	利 用 料	利用者負担額	利 用 料	利用者負担額	利 用 料	利用者負担額
通院等介助（身体介護を伴う場合）	2,560 円	256 円	4,040 円	404 円	5,870 円	587 円	6,690 円	669 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満		2 時間 30 分以上 3 時間未満		3 時間以上 3 時間 30 分未満		以降 30 分毎	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
	7,540 円	754 円	8,370 円	837 円	9,210 円	921 円	＋830 円	＋83 円

提供時間／内容	30 分未満		30 分以上 45 分未満		45 分以上 1 時間未満		1 時間以上 1 時間 15 分未満	
	利 用 料	利用者負担額	利 用 料	利用者負担額	利 用 料	利用者負担額	利 用 料	利用者負担額
家事援助	1,060 円	106 円	1,530 円	153 円	1,970 円	197 円	2,390 円	239 円
	1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満		1 時間 30 分以上 1 時間 45 分未満		以降 15 分毎			
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
	2,750 円	275 円	3,110 円	311 円	＋350 円	35 円		

<table>
<tr><th rowspan="2">提供時間
内容</th><th colspan="2">30 分未満</th><th colspan="2">30 分以上
1 時間未満</th><th colspan="2">1 時間以上
1 時間 30 分未満</th><th colspan="2">1 時間 30 分以上
2 時間未満</th></tr>
<tr><th>利 用 料</th><th>利用者負担額</th><th>利 用 料</th><th>利用者負担額</th><th>利 用 料</th><th>利用者負担額</th><th>利 用 料</th><th>利用者負担額</th></tr>
<tr><td rowspan="4">通院等介助(身体介護を伴わない場合)</td><td>1,060 円</td><td>106 円</td><td>1,970 円</td><td>197 円</td><td>2,750 円</td><td>275 円</td><td>3,450 円</td><td>345 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">以降 30 分毎</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>利用料</td><td>利用者負担額</td><td colspan="6" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>+690 円</td><td>+69 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">通院等乗降介助</td><td>利 用 料</td><td>利用者負担額</td><td colspan="6" rowspan="2">片道 1 回当たり</td></tr>
<tr><td>1,020 円</td><td>102 円</td></tr>
</table>

◆サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置付けた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画の見直しを行います。

◆サービス提供を行う手順書等により、市町村が 2 人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもとヘルパー2 人を同時派遣しますが、その場合の費用は 2 人分となり、利用者負担額も 2 倍になります。

◆利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求致します。

◆通院等のための乗車･降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20～30 分程度以上)を要しかつ食事や着替えの介助、排泄介助など外出に際しての身体介護を行う場合には、「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定します。

◆「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に 30 分～1 時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。

◆介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払い頂きます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

【加算項目】

①サービス提供の時間帯により下表のとおり料金が加算されます。

提供時間帯名	早　朝	昼　間	夜　間	深　夜
時　間　帯	午前６時から 午前８時まで	午前８時から 午後６時まで	午後６時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前６時まで
加算割合	100 分の 25		100 分の 25	100 分の 50

②事業所のとっている体制又は、対応の内容等により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者 負担額	算定回数等
特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数の 20/100	左記の１割	（Ⅰ）（①～③）のすべてに適合 （Ⅱ）（①及び②）に適合 （Ⅲ）（①及び③）に適合 （Ⅳ）（①及び④）に適合 ①サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等） ②良質な人材の確保（介護福祉士の割合が 30%以上等） ③重度障がい者への対応（区分 5 以上の利用者及び喀痰吸引等を必要とする者が 30%以上） ④中重度障がい者への対応(区分４以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が 50%以上）
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/100	左記の１割	
特定事業所加算(Ⅲ)	所定単位数の 10/100	左記の１割	
特定事業所加算(Ⅳ)	所定単位数の 5/100	左記の１割	
緊急時対応加算	1,000 円	100 円	身体介護又は通院等介助(身体介護を伴う場合)に限る。 1回の要請につき1回、利用者1人に対し、1月に2回を限度とします
初　回　加　算	2,000 円	200 円	初回月、１回のみ

特 別 地 域 加 算	所定単位数の15/100	左記の１割	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対しサービス提供を行った場合に加算します。
喀痰吸引等支援体制加算	1,000 円	100 円	特定事業所加算(Ⅰ)を算定していない事業所において、介護職員等が痰の吸引等を実施した場合に加算します。
福祉専門職員等連携加算	5,640 円	564 円	サービスの初回から 90 日間で 3 回を限度とします。
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の417/1000	左記の１割	介護職員等の職場環境の向上、賃金の改善等を実施しているものとして、厚生労働省で定めた要件に該当した場合に加算します。
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の402/1000	左記の１割	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の347/1000	左記の１割	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の273/100	左記の１割	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)（1）～（14）	所定単位数の139～372/1000	左記の１割	

◆緊急時対応加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、ヘルパーが居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行った場合に加算します〔対象となるサービスは、身体介護及び通院等介助(身体介護を伴う場合)に限ります〕。

◆初回加算は、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回のサービス提供と同月内にサービス提供責任者が、自らサービス提供を行う場合又は他のヘルパーがサービス提供を行う際に同行した場合に加算します。

◆特別地域加算は、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、サービス提供

を行った場合に加算します。

なお、本加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った際にいただくことになっている交通費は徴収しません。

◆喀痰吸引等支援体制加算は、喀痰吸引等が必要な方に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に加算します。

◆福祉専門職員等連携加算は、精神障がい者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等を共同で評価した場合に加算されます。

③利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内　　容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,500 円	150 円	1 月当たり

◆地域区分による 1 単位の単価は 10.18 円になります。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　現在、当事業所が取得している加算は、

＿＿地域区分７級地、＿＿＿＿＿福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、＿＿＿＿＿＿＿　になり、

上記基本料金に＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿％加算したものが利用料金になります。

■償還払いについて

介護給付費額を事業者が代理受領を行わない場合は、市町村が定める介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。＜「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住いの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。＞

その他の利用者負担額

交通費	サービス提供地域	負担額無し
	サービス提供地域外	１）　公共交通機関を利用の場合　・・・実費請求 ２）　自動車使用の場合　　片道 10ｋｍ未満　　200 円 　　片道 10ｋｍ以上　　400 円
その他	利用者居宅の使用する水道・電気・ガス電話等の費用	利用者にご負担いただきます。 但し、電話の使用は、事業所への連絡の場合のみとします。
キャンセル料	提供サービスの中止・変更	・利用予定日の前日 17 時までの申し出の場合…無料 ・利用予定日の前日 17 時から当日８時までの申し出の場合…250 円 ・当日８時から利用前までの申し出の場合…　交通費+500 円 交通費…当事業所から利用者宅までの往復距離×25 円

※ 注）キャンセル料は、実費になり、理由如何にかかわらずお支払いいただきますので、前日 17:00 までにご連絡をお願い致します。